

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業 平成24年度2次募集 公募要領

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業（以下「本事業」という。）のプロジェクト計画を公募しますので、この公募要領に定めるもののほか、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱（最終改正 平成24年4月1日付け農政第107号。以下「実施要綱」という。）及び農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要領（最終改正 平成24年4月1日付け農政第107号。以下「実施要領」という。）に基づき応募してください。

1 事業の目的

農林水産業を起点とした産出額の増大により「農林水産業元気再生戦略」の実現を図るため、農林漁業者の自主性、市町村の主体性、採択の透明性及び県民への公開性を確保しつつ、農林漁業者等が現場の視点で策定した「現場の創意工夫プロジェクト」に基づき実施する取組みを支援します。

2 応募者の要件

本事業に応募できる者は、次のいずれかに該当する者とします。

ただし、(3)～(5)の除き、本事業において過去にプロジェクトの採択実績がある場合は、当該プロジェクトと同じ分野又は同一の事業と認められるプロジェクトの応募はできません。

- (1) 農業者、森林所有者又は漁業者（以下「生産者」という。）
- (2) 生産者が主体となって構成され、生産者が代表者である組織（当該組織又は生産者が主体となって構成され、生産者が代表者である組織を含む。）
- (3) 農業協同組合
- (4) 森林組合等林業事業体
- (5) 漁業協同組合又は漁業生産組合
- (6) 上記（1）から（5）に該当する者を除く県内に主たる事業所を有する食品製造業者（日本標準産業分類（総務省告示で定めるもの）の中分類「食品製造業」又は中分類「飲料・たばこ・飼料製造業」のうち小分類「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」及び「茶・コーヒー製造業」を主たる事業として営む者）
- (7) 県内に主たる事業所を有する旅館業法に基づき山形県知事からホテル営業、旅館営業の営業許可を得た者のうち、新たに食品製造業に取り組む者
- (8) 県内に主たる事業所を有する卸売市場法に基づき山形県知事から卸売業務の許可を得た者

3 プロジェクト計画

- (1) 事業実施主体が上記2(1)～(5)の場合
 - ア プロジェクト計画の期間は5ヵ年とし、最終年度におけるプロジェクト目標のほか、計画策定年度以降の各年度の目標を設定します。
 - イ プロジェクト目標は、産出額の増加と独自の目標を設定します。独自の目標のうち、1つ以上は数値目標とします。
 - ウ 雇用の計画がある場合は雇用の目標を設定しますが、雇用の創出は応募の要件ではありませんので、新たな雇用の見込みが無い場合は記載不用です。
 - エ 事業実施主体が上記2(1)～(5)の場合は、プロジェクト計画の期間中2ヵ年まで支援を受けられますので、事業計画欄にその内容を年度毎に記載してください。2ヵ年目の事業費は原則として1年目の事業費を超えない範囲となりますが、プロジェ

クト計画の実施又は事業の工程等によりやむを得ない場合はこの限りではありません。

(2) 事業実施主体が上記 2 (6) 又は(7) の場合

ア プロジェクト計画の期間は3 ヶ年とし、最終年度におけるプロジェクト目標のほか、計画策定年度以降の各年度の目標を設定します。

イ プロジェクト目標は、農林水産業を起点とした産出額の増加の目標のほか、県産農林水産物の使用割合に関する目標と独自の目標を設定します。

ウ 県産農林水産物の使用割合に関する目標とは、「県産農林水産物の使用割合（重量又は金額）を現状より概ね10ポイント以上増加※1する目標又はこれと同程度の効果を有する目標」とします。

また、「これと同程度の効果を有する目標」とは下記のいずれかとします。ただし、事業実施主体が2(7)の場合は②のみとします。

① 県産農産物の使用割合（重量又は金額）が既に50%を超える事業者においては、県産農産物の使用量（重量又は金額）を概ね10%以上増加する目標

② 新たな分野において食品製造に取り組む場合※2、県産農林水産物の使用割合（重量又は金額）を概ね50%以上とする目標

エ 独自の目標のうち少なくとも1つ以上は、県内農林漁業者との連携に関する目標とします。

オ 雇用の計画がある場合は雇用の目標を設定しますが、雇用の創出は応募の要件ではありませんので、新たな雇用の見込みが無い場合は記載不用です。

(3) 事業実施主体が上記 2 (8) の場合

ア プロジェクト計画の期間は3 ヶ年とし、最終年度におけるプロジェクト目標のほか、計画策定年度以降の各年度の目標を設定します。

イ プロジェクト目標は、産出額の増加のほか、県産農林水産物の取扱割合（重量）を現状より概ね10ポイント増加する目標及び独自の目標を設定します。

ウ 独自の目標のうち少なくとも1つ以上は、県内の食品製造業、学校給食及び社会福祉施設のいずれかの供給を増加させる目標とします。

エ 雇用の計画がある場合は雇用の目標を設定しますが、雇用の創出は応募の要件ではありませんので、新たな雇用の見込みが無い場合は記載不用です。

※1「10ポイント増加」とは割合を更に10%上積みすることをいう。(例20%⇒30%)

※2「新たな分野において食品製造に取り組む場合」については、食品衛生法による営業許可又は日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類を参考に設定すること。

4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものに限ります。

(1) 事業実施計画に基づく事業の実施が、プロジェクト計画の目標の実現に直接的に資するものであること。

(2) プロジェクト計画の目標に照らし、事業実施計画に基づく事業の規模が適切であること。

(3) 事業実施計画を定めた者の経営収支その他に照らし、事業実施計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。

(4) 事業実施計画に基づく事業が、本事業以外の国又は県が実施する事業では実施することができないこと。

(5) 事業実施計画に基づく事業の事業費が200万円以上であること。

(6) 事業実施計画に基づく事業の事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な実効価格により算定され、事業の実施により設置する施設等の規模及び構造は、事業の目的に合致するものであること。

(7) 事業実施計画に基づき導入される施設等が、当該事業実施計画を定めた者又は構成員

- が既に有する施設等の代替として導入されるものでないこと。
- (8) 事業実施計画に基づき導入される施設等は、耐用年数が概ね5年以上であること。
- (9) 事業実施計画に基づく機械の導入については、その適正な導入、効率的な利用の確保等を図るため「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知）の定めるところによるものであること。
- (10) 事業実施計画に基づき農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2第2項第3号に定める特定高性能農業機械を整備する場合にあっては、山形県特定高性能農業機械導入計画（平成21年度～平成25年度）に定める利用規模の下限を満たすものであること。

5 補助対象経費の範囲

補助金の交付の対象となる経費は、プロジェクト計画の目標の実現に直接的に必要な事業であって、事業実施計画に基づく事業に要する経費とします。ただし、土地の取得及び賃借に係る経費、人件費及び原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外とします。また、施設や畜産物等の単なる更新に係る費用も対象外となります。

なお、事業実施主体が上記2(6)及び(7)の場合は、県産農林水産物を活用した食品製造に必要な施設・設備の整備に要する経費、2(8)の場合は、県産農林水産物の取扱いを増加するために必要な農林水産物の貯蔵・加工等の施設・設備整備に係る経費に限ります。ただし、施設については機械設備の導入に必要な整備・改修に限ります。

ソフト事業にあっては、別表1に掲げるものに限りします。

別表1

区 分	内 容
旅費	当該事業の実施に必要な最小限の旅費
報償費	謝金
需用費	燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費 修繕費（資材類の修繕費）
役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費）
使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、物品等の使用料及び賃貸料
物品購入費	当該事業の実施に直接必要な資材類の購入費
委託料	当該事業の実施に直接必要な研究、開発等の委託費

6 補助率

補助率は、補助対象経費の3分の1以内とします。

ただし、事業実施主体が上記2(6)から(8)の場合は、補助対象経費と5千万円のいずれか低い額の3分の1以内とします。

7 応募方法

(1) 募集期間

平成24年4月26日（木）から平成24年6月29日（金）

(2) 応募に必要な書類

ア プロジェクト計画書

- ・ 事業実施主体が上記2(1)～(5)の場合、実施要領別記様式第1号の1
- ・ 事業実施主体が上記2(6)の場合、実施要領別記様式第1号の2及び第1号の2

- － 2、 2－ 3 又は 2－ 4 ※₃
 - ・ 事業実施主体が上記 2 (7) の場合、実施要領別記様式第 1 号の 2 及び第 1 号の 2－ 4 ※₄
 - ・ 事業実施主体が上記 2 (8) の場合、実施要領別記様式第 1 号の 3 及び第 1 号の 3－ 2

イ 事業実施計画（実施要領別記様式第 4 号）及びその添付書類

※₃ 実施要領別記様式第 1 号の 2－ 2、 2－ 3、 2－ 4 は設定した県産農林水産物の使用割合に関する目標（上記 3 の (2) ウ参照）に応じて選択のうえ記載すること。

※₄ 事業実施主体が上記 2 (7) の場合、県産農林水産物の使用割合に関する目標は上記 3 の (2) ウ②に限定されるため、実施要領別記様式第 1 号の 2－ 4 を使用します。

(3) 事前相談

事業の円滑な実施を図るため、プロジェクト期間における補助要望額が総額 1 億円を超えるプロジェクトについては、下記相談期限までに所管の総合支庁に事前相談をしなければなりません。

事前相談においては、予め連絡のうえ上記 (2) の書類又はプロジェクトの内容がわかる書類を下記 11 に定める相談先に持参し相談してください。事前相談が無い場合は、応募を受理しない場合もあります。

事前相談期限：平成 24 年 6 月 15 日（金）

(4) 提出先

応募者は、耕作等を行う地の所在する全ての市町村にプロジェクト計画を提出してください。提出されたプロジェクト計画は、市町村長が推薦の判断をし、上記の期間内に所管の総合支庁に提出することになります。

(5) その他

ア 必要に応じてヒアリングや、応募書類の内容の問い合わせ又は追加資料の要求等を行うことがあります。

イ 市町村は、応募のあったプロジェクトについて、推薦の判断をした場合は、上記 (2) の書類とともに意見書を提出してください。なお、補助要望額が総額 1 億円を超えるプロジェクト計画については、国庫補助事業等他の補助事業の活用に関する検討内容を記した書面を添付してください。

8 プロジェクト計画の採択

(1) 審査方法

各総合支庁に設置するプロジェクト計画審査会（以下「審査会」という。）において、応募者及び市町村と面談し、次の項目についてポイント制（50 点満点）により評価した結果に基づき、予算額の範囲内で採択します。

- ア 産出額の増大
- イ 雇用の創出
- ウ 創意工夫
- エ 実現性
- オ 地域への波及効果

(2) 採否の通知

プロジェクト計画の採否については、推薦した全ての市町村長及び応募者に通知するとともに、県のホームページで公表します。

9 事業実施計画の承認及び補助金交付決定等に必要手続き

プロジェクト計画の採択後は、各総合支庁の指示に従い、事業実施計画の提出、補助

金交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

10 実施主体の責務

本事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、実施要綱、実施要領及び平成24年度に制定する農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を遵守し、適正に事業を執行してください。

- (1) 実施主体は、本事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。
- (2) 本事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (3) 取得財産のうち規則及び交付要綱に規定するものについては、規則に規定する期間内に知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはなりません。

なお、知事が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。

- (4) 実施主体は、プロジェクト計画に定めた年次目標の最終年度までの毎年度、プロジェクト計画の成果及び実施状況について、各年度、報告書を提出しなければなりません。
- (5) 実施主体は、原則として事業実施から2年目及び4年目の翌年度（事業主体が2(6)～(8)の場合は2年目の翌年度）に、プロジェクトの進捗状況について審査会による面談を受けなくてはなりません。
- (6) プロジェクト計画の成果及び実施状況については、県のホームページで公表します。
また、本事業により得られた成果については、事業主体からセミナー等の県事業において発表していただくことがあります。

11 受付先及び相談先

本事業の実施に関することについては、次に掲げる所管総合支庁農業振興課までお問い合わせください。

各市町村の受付期間については、各市町村農林水産業主管課にお問い合わせください。

所管課	住所	電話番号
村山総合支庁農業振興課	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19-68	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課	〒992-0012 米沢市金池七丁目 1-50	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5521